第 5021 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 7月 9日 水曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 要介護認定が死亡後に下りた場合の小規模宅地特例

Q：要介護認定の申請中に相続が発生し、相続後に認定が下りた場合、小規模宅地の特例は適用されますでしょうか？

A：適用できるようです。

【解説】

小規模宅地等の特例は、平成25年の税制改正で、相続開始の直前において、被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等の場合であっても、①被相続人が、相続の開始の直前において介護保険法に規定する要介護認定等を受けていたこと、②被相続人が老人福祉法等に規定する養護老人ホーム等（養護ホーム等）に入居又は入所（入居等）していたことの要件を満たすときは、その被相続人の居住の用に供されなくなる直前のその被相続人の居住の用に供されていた宅地等については、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等に該当することとされました。

ただし、被相続人が老人ホーム等に入居した後に、事業の用に供した場合又は新たに被相続人以外の者の居住の用に供された場合は除かれます。

ところで、要介護認定の申請中に相続が発生し、その後に認定が下りたという場合ですが、この場合には、相続開始直前において、被相続人が要介護状態にあったと考えられることから、相続開始直前において認定を受けていたものとして、適用が受けられるとのことです。この場合には、要介護認定を受けたことを証する書類を添付して、相続税の申告をすることになります。